

岩手県医療局管理規程第20号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年6月30日

岩手県医療局長 田村均次

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第12条関係）		別表第2（第12条関係）	
1 [略]		1 [略]	
2 岩手県立中央病院以外の病院		2 岩手県立中央病院以外の病院	
病院名	診療科	病院名	診療科
[略]		[略]	
岩手県立 磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、新生児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、第1リハビリテーション科、第2リハビリテーション科、放射線科、がん化学療法科、歯科口腔外科、麻酔科	岩手県立 磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、新生児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、 <u>周産期医療科</u> 、眼科、耳鼻いんこう科、第1リハビリテーション科、第2リハビリテーション科、放射線科、がん化学療法科、歯科口腔外科、麻酔科
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。